

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

#### 1. 確認の求めを行った年月日

令和7年8月1日

#### 2. 回答を行った年月日

令和7年8月21日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、PrintCreator電子契約システム（以下「本サービス」という。）を国や地方公共団体等の契約書の作成・署名に用いることを想定し、提供を予定している。具体的には、以下手順により契約締結を行う。

#### 【契約締結までの流れ】

本サービスは、利用者の指示に基づき照会者が提供する署名鍵（秘密鍵）により暗号化を行う事業者署名型の電子契約サービスである。署名依頼者は本サービスアカウントが必要であり、契約相手は本サービスアカウントがなくても電子署名を行い、契約を締結することができる。

具体的な手順に関しては以下のとおりである。

- ① 契約を依頼する者（以下「依頼元」という。）のうち PrintCreator の管理者は、PrintCreator にログインし、契約書（雛形契約）を PDF ファイル形式で用意して PrintCreator にアップロードする。kintone に保存されている文字や画像情報を PDF ファイルの指定箇所に埋め込むという指定と依頼元自身を最初の署名者とする指定を行い、さらに契約相手に記載を要求する項目（社名・氏名など）と署名場所などを指定して、本サービスに必要な設定を行う。
- ② 依頼元のうち契約依頼作業の実行者は事前に登録したメールアドレスとパスワードを用いて kintone にログインする。書類作成機能を利用する場合は、kintone の画面から①で設定したデータを元に契約書 PDF を作成する。書類作成機能を利用しない場合は送信したい契約書をアップロードする。
- ③ 依頼元のうち契約依頼作業の実行者は、PrintCreator に登録された契約を依頼され契約締結を行う人（以下「依頼先」という。）のメールアドレス宛に、PrintCreator から電子メールの送信手続を行う。
- ④ 電子メールの送信手続において、PrintCreator は依頼元に依頼内容の確認を求める。依頼元は自分自身が最初の署名者であることを確認し、承諾するボタンを押す。この時、依頼元のみの意思にもとづき、照会者の意思を介在することなく、照会者の署名鍵による電子署名とタイムスタンプを付与した上で、依頼先に対して送信する。
- ⑤ 依頼先には PrintCreator 上で書類を確認・署名するための専用 URL が記載されたメールが送られる。URL は、一般に”マジックリンク”と言われる推測が難しい文字列で 1 契約ごとに異なる URL を生成する仕組みになっており、無関係な人物がその URL にアクセスすることは事実上不可能であり、メールを受信した人が署名を依頼された人であると評価することができる。依頼された人は URL にアクセスして契約文章を確認し、合意したというボタンを押下するという操作を行う。
- ⑥ 依頼された人が⑤の操作を行うと、照会者の署名鍵による電子署名とタイムスタンプが自動的に付与され、契約締結が完了する。

#### 4. 確認の求めの内容

- (1) 照会者が提供する本サービスによる電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第28条第3項に基づき、国の契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものとして利用可能であること。また、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令）第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であることを確認したい（以下「本照会①」という。）。
- (2) 照会者が提供する本サービスにおいて、契約書等の電子データをアップロードし、それぞれの契約当事者がログインして双方の契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であることを確認したい（以下「本照会②」という。）。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

##### (1) 本照会①についての回答

###### ア 結論

本サービスによる電子署名は、電子署名法第2条第1項に規定する電子署名に該当すると認められる。したがって、契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものとして、利用が可能であると考える。また、地方自治法施行規則第12条の4の2に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であると考える。

###### イ 理由

電子署名法における「電子署名」とは、同法第2条第1項に規定されているとおり、（ア）電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって（同項注書）、（イ）当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（同項第1号）及び（ウ）当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（同項第2号）のいずれにも該当するものである。

###### （ア）電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置の該当性

本サービスは、「PDFファイルに、契約当事者双方が同意すること」（照会書7ページ参照）で「弊社（注：照会者）の署名鍵による電子署名とタイムスタンプを付与」（照会書3ページ参照）する仕組みであることを前提とすれば、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」との要件を満たすことになると考える。

###### （イ）当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであることの該当性

本サービスでは、契約内容が記録された契約書ファイル（PDF形式）をクラウドサーバーにアップロード、または本サービス上で作成し、契約当事者双方がそれぞれ画面上で同意し、契約締結業務を実施する仕組みとなっている。この場合、契約当事者双方の当該操作の後に、サービス提供者である照会者により暗号化等されるサービスであるため、電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」が利用者であると評価し得るかどうかが問題となる。

この点、令和2年7月17日に総務省、法務省及び経済産業省において公表した「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サ

ービスに関するQ&A」（以下「Q&A」という。）では、以下の解釈が示されている。

- ・ 電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・ このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・ そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

本サービスは、「電子文書の送信を行った利用者のみの指図に基づき、弊社（注：照会者）の意思が一切介在することなく、サービス提供事業者である弊社（注：照会者）の秘密鍵により暗号化する」（照会書8～9ページ参照）事業者署名型の電子契約サービスであり、具体的には、まず「依頼元が依頼先の情報（氏名、メールアドレス等）を登録の上、PrintCreatorに契約書ファイル（PDF形式）をアップロードするかもしくは当該システムを利用して契約書ファイルを作成」（照会書9ページ参照）するものであるとのことである。

依頼元が「署名欄の位置等を指定して送信する」際、依頼元自身の画面には、「自分自身が最初の署名者であることが画面上に記載されており」、「依頼元がそのことを承諾するボタンを押すと弊社（注：照会者）の署名鍵による電子署名とタイムスタンプが自動的に付与され」（照会書9ページ参照）、依頼先に電子メールが送信される仕組みとのことである。

また、依頼先は、上記メールに記載されたURLをクリックすることで、オンライン上の本サービスの専用画面へ接続し、契約書の確認を行うことができるようになるとのことである。依頼先は、契約内容を確認のうえ、所定の位置に依頼元（本サービス利用者）が指定する事項（契約者氏名等）を入力し、「書類に同意する」ボタンを押すと、「弊社（注：照会者）の署名鍵により自動的に電子署名およびタイムスタンプが付与され、弊社（注：照会者）の意思が介在することなく依頼先のみの指示に基づき暗号化され、契約締結が完了」（照会書9ページ参照）する仕組みとのことである。

なお、「依頼元、依頼先とPrintCreatorの通信に関しては、TLSプロトコルを用いた暗号化された通信であるために、通信途中での署名指示の改ざんやなりすましはできません。あくまで依頼元、依頼先のみの指図に基づいて、弊社（注：照会者）や第三者の意思が介在する余地はありません。」（照会書9ページ参照）とのことである。

さらに、「依頼元はPrintCreatorにログインし、電子契約送信履歴のページから送信をおこなった利用者や送信日時を確認することができます」（照会書9ページ参照）とあり、また「依頼先についても、PrintCreatorなどの製品の認証システムである「Toyokumo kintoneApp」にログインして電子契約ページを見ることで同じように送信

をおこなった利用者や送信日時を確認することができます」（照会書10ページ参照）とのことである。

以上より、本サービスが適用する電子署名は、利用者の指示に基づき、照会者や第三者の意思が介入する余地なく機械的に、サービス提供事業者である照会者の署名鍵により暗号化処理が実行される仕組みであり、本サービスは、「技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されている」ことが認められる。

以上のことを前提とすれば、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」との要件を満たすことになると考える。

（ウ）当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることの該当性

照会書によれば、本サービスの電子署名にはRSA方式（ハッシュ関数 SHA 256、鍵長2048ビット）の暗号アルゴリズムが使用されており、「電子署名の作成時点で算出したハッシュ値と受取り手が確認した時点で算出したハッシュ値が同じである」場合、「データの改変がなかったこと」（照会書12ページ参照）が証明できるとのことから、「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」の要件を満たすことになるものと考える。

以上から、照会者の提供する本サービスを用いた電子署名は、電子署名法第2条第1項における「電子署名」に該当すると考えられる。そのため、同項を引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき国の契約書についても利用可能であると考えられる。

よって、地方自治法施行規則第12条の4の2に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書についても利用可能であると考える。

（2）本照会②についての回答

ア 結論

本サービスにおいて、契約書ファイルをクラウド上の本サービスにアップロード、または本サービス上で作成し、利用者双方がインターネットを通じて本サービスに接続して契約締結業務を行うことは、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考える。

イ 理由

契約事務取扱規則第28条第2項は、同条第1項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成について、「各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法」によることを規定している。

この点について本サービスは、「利用者それぞれが電気通信回線で接続したPCを利用して情報をやり取りするという電子処理システムを利用して、PDFに必要な記載すべき事項を記録する方法により契約書類を作成」（照会書12ページ参照）する仕組みであることから、同条第2項の方法に該当するものと認められる。

（注）

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された照会書の記載内容のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。また、電子署名サービスの安全性を担保するものではない。